

南海トラフ巨大地震に伴う

藍住町津波避難計画

平成26年3月

藍 住 町

目次

第1章 総則	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の修正	2
第3 用語の意味	2
第2章 津波避難対策の検討	4
第1 地震の揺れ	4
第2 津波浸水想定区域の設定	6
第3 避難対象地域の指定	8
第4 注意喚起地域の設定	9
第5 避難困難地域の検討	11
第3章 初動対応	15
第1 災害対策本部の設置	15
第2 職員の非常配置	16
第3 職員の非常動員	18
第4 津波情報等の収集・伝達	21
第5 防災事務に従事する者の安全の確保等	28
第4章 平常時の津波防災教育・啓発	29
第1 津波防災教育・啓発の手段	29
第2 津波防災教育・啓発の内容	29
第3 津波防災教育・啓発の場及び人材の育成	29
第5章 避難訓練	30
第1 訓練の実施体制（参加者等）	30
第2 訓練の内容	30
第6章 その他の留意点	31
第1 観光客、海水浴客、釣り客の避難対策	31
第2 災害時要援護者の避難対策	31

第1章 総則

第1 計画の目的

津波対策を講じるために想定すべき津波レベルには、L2とL1の2つのクラスが想定される。L2は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波で「最大クラスの津波（L2津波）」をいう。L1は、最大クラスの津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、「比較的発生頻度の高い津波（L1津波）」という。数十年～百数十年の頻度と想定される。

L2津波及びL1津波に対する対策の基本的な考え方を下図に示す。津波対策には、防潮堤や河川堤防を強化するハード整備と、津波避難計画の策定や避難訓練の実施等のソフト施策があるが、L2津波に対するハード整備は膨大な費用を必要とするため現実的でない。そのため、L1津波を堤防整備等の目安となる津波とし、L2津波に対しては、ハード整備とともに住民避難を柱としたソフト対策を実施するものとする。

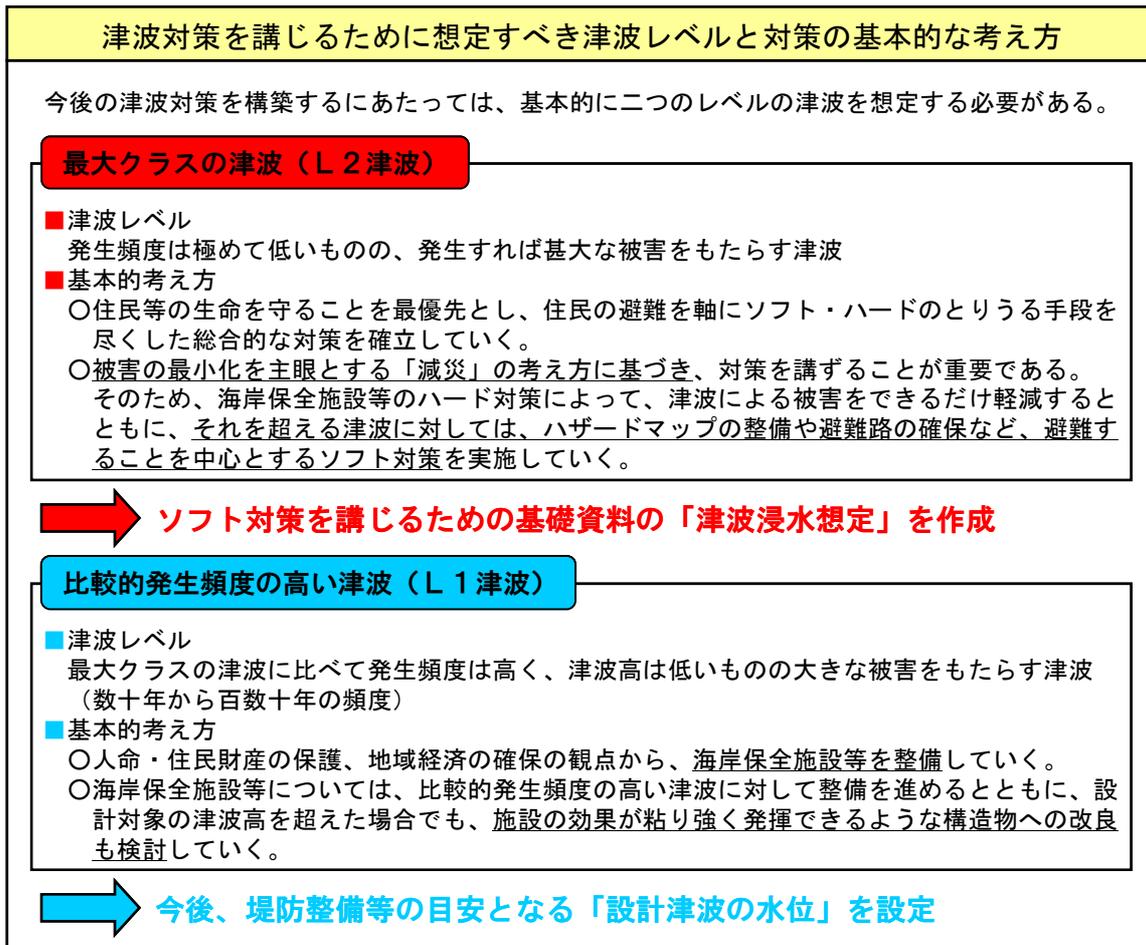


図1 津波対策を講じるために想定すべき津波レベルと対策の考え方

徳島県は、平成24年10月に「徳島県津波浸水想定」、平成25年7月に「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」及び平成25年11月に「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）」を公表し、震度分布・津波浸水想定（揺れの大きさ、津波浸水深、最大波到達時間等）、人的・経済的被害想定等を示した（以下「徳島県公表資料」という。）。

それによると、藍住町（以下「本町」「町」という。）は、強い揺れ（震度6強）と津波に襲われることが想定されており、**津波から命を守るための「避難」が重要**となっている。藍住町で**津波による浸水が始まるまでは60分程度の時間の余裕が見込まれるため、落ち着いて安全な場所へ避難すれば、被災することはない**と考えられる。

そのためには、**この地域に予想される災害を「正しく知り」、「正しく恐れ」、「正しく行動する」**ことが重要である。

藍住町津波避難計画（以下「本計画」という。）の目的は、南海トラフの巨大地震によるL2津波が発生した場合に、その発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から数十時間の間、住民の生命、身体の安全を確保するため、本町が策定する避難計画である。また、本計画は、関係住民の参画によって作成する。

第2 計画の修正

本計画は、浸水想定区域の変化、津波避難場所、避難路等の環境変化等、必要があると認められるときは、これを修正する。

第3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき町が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。

(3) 注意喚起地域

津波が発生した場合に周辺の河川沿いや農地等が浸水する危険性ある地域で、こうした場所から離れるよう注意喚起が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき町が独自に指定する。

(4) 避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

(5) 避難路

避難する場合の道路で、町が指定に努める。

(6) 避難経路

避難する場合の経路で、自主防災組織や住民等が設定する。

(7) 津波避難場所（津波避難ビルを含む）

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める（津波避難ビルを除く）もので、町が指定に努める。津波避難ビルについては、避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物で、避難対象地域内の建物を町が設定するものをいう。

(8) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。

(9) 津波水位（図2参照）

津波の高さで、東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P+m）と、津波により上昇した海面の高さとの差をいう。

(10) 浸水深（図2参照）

浸水域の水面から地面までの深さをいう。

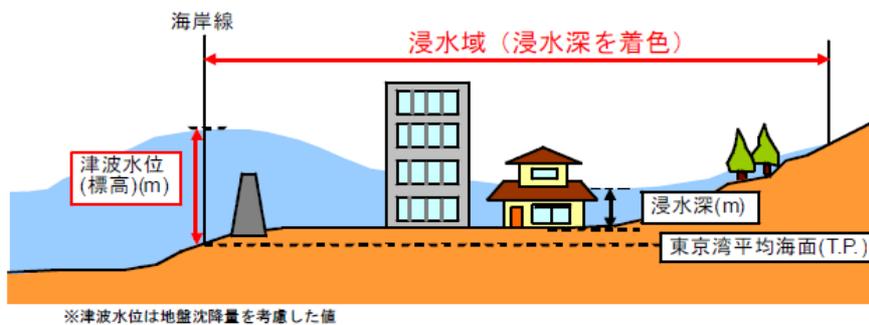


図2 各種高さの模式図（出典：徳島県公表資料）

【参考】

用語	定義
東京湾平均海面 (TP)	東京湾にある代表地点における平常潮位の海面で、標高の基準となる。
標高 (海拔)	東京湾平均海面 (TP)、または国土地理院の基準からの地表面の高さ。

第2章 津波避難対策の検討

第1 地震の揺れ

1. 想定される最大震度

藍住町で想定される最大震度は6強で、継続時間は数分と想定される。

徳島県公表資料によれば、本町では最大クラスの地震が発生した場合の**藍住町の最大震度は6強が想定**されている(下図参照)。この**強い揺れは数分続くと想定**され、家具の転倒、建物の倒壊、ブロック塀の倒壊、崖崩れ、道路等の損壊が生じ、地震の後には大津波が襲来することが危惧されている。

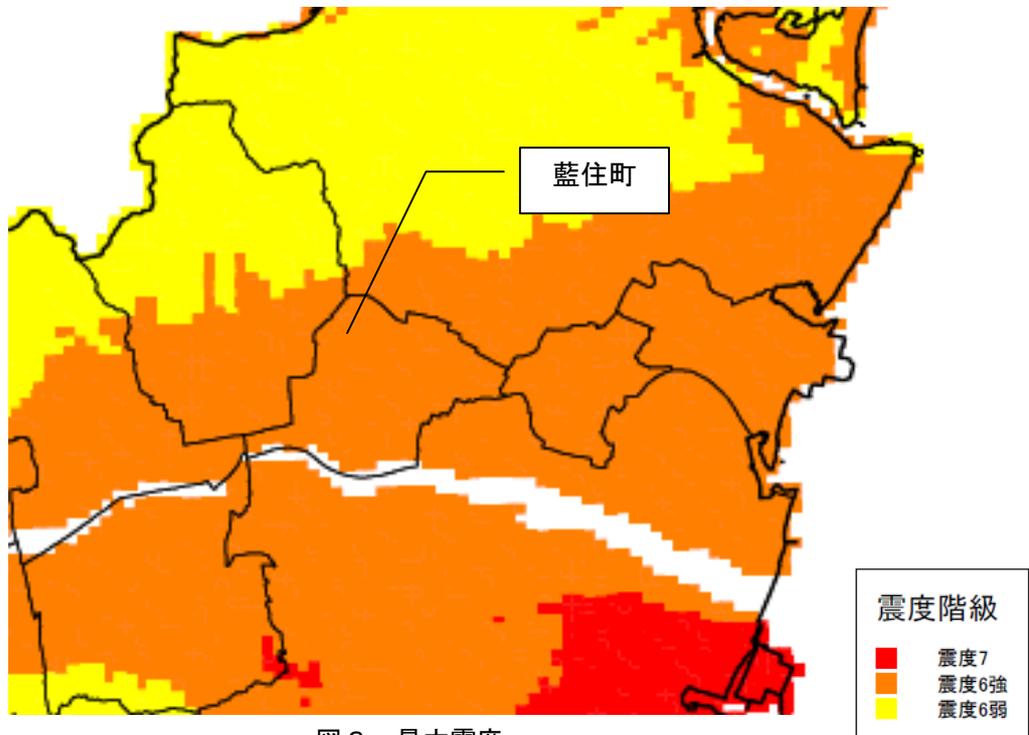


図3 最大震度

【気象庁震度階級解説表】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。

2. 想定される液状化

徳島県公表資料によれば、本町全域で液状化被害が起こりやすいと想定されている（下図参照）。液状化が起これば、建物が傾き、下水道のマンホールが飛び出し車の通行ができなくなることが懸念される。

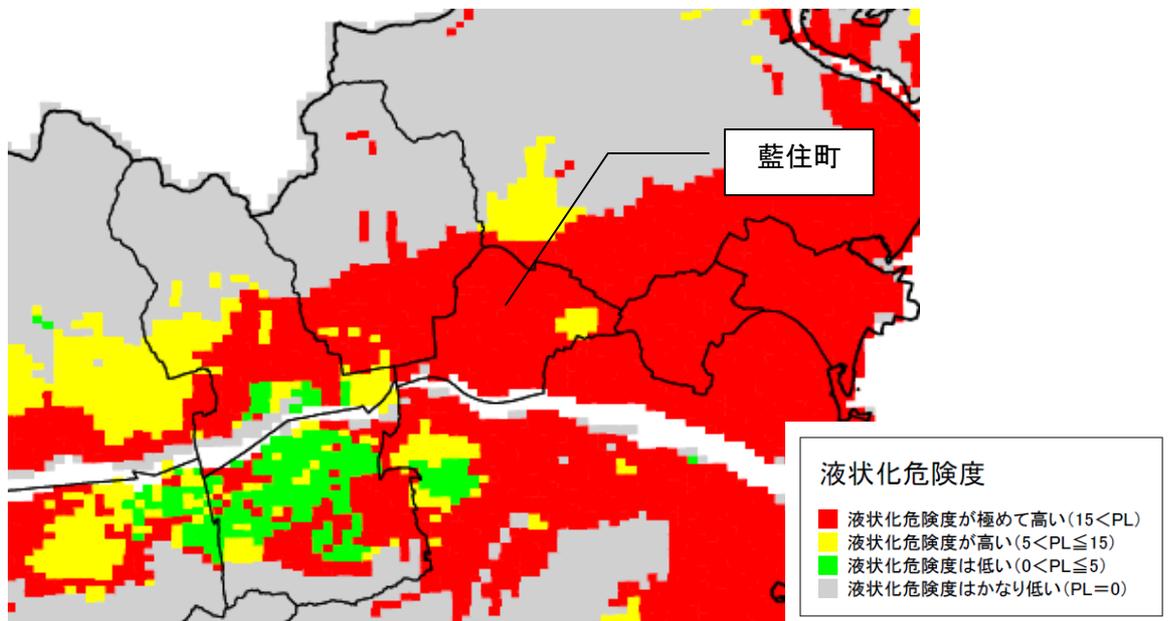


図4 液状化の危険度

第2 津波浸水想定区域の設定

徳島県の沿岸部は、非常に大きな津波に襲われる。

徳島県公表資料によれば、徳島県沿岸部は美波町で約21mの最大津波に襲われ、松茂町沿岸部でも約6mの最大津波が押し寄せると想定されている。人的、建物、インフラ、行政活動、経済活動等に甚大な被害が想定される。



図5 津波浸水想定（広域版）

津波の到達時間は、松茂町の徳島空港新滑走路での津波影響開始時間は、-20cm変動が18分、+20cm変動が45分となっており、最大津波到達時間は61分となっている。

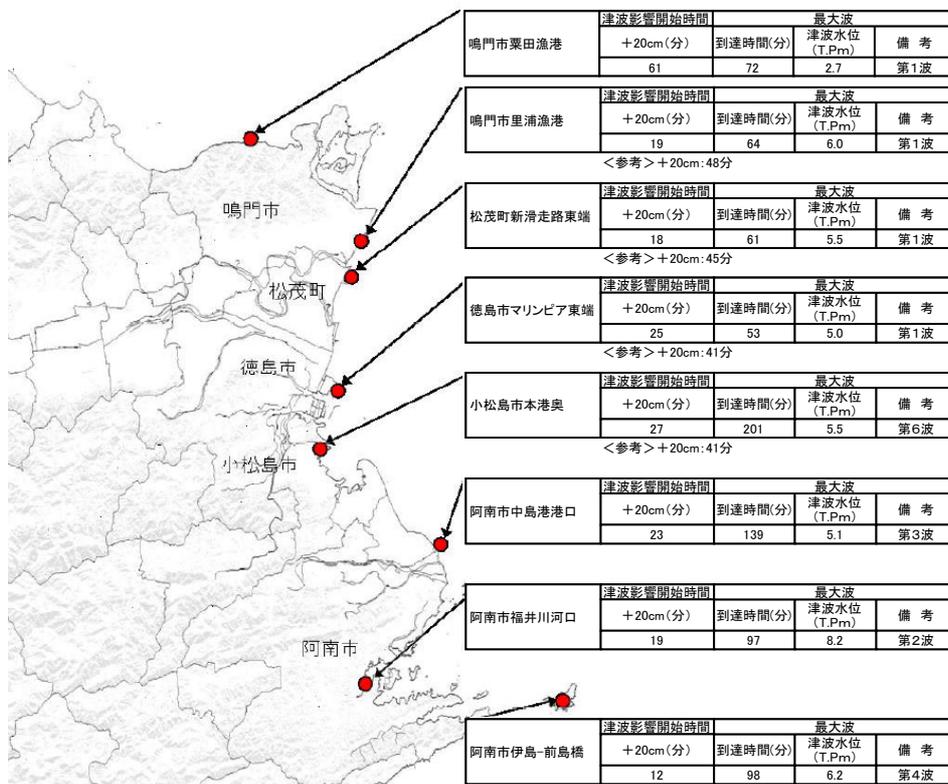


図6 津波影響開始時間及び最大波到達時間

藍住町で想定される津波浸水深は、一部を除き1～2mである。

徳島県公表資料に基づき、図7のとおり本町の津波浸水想定区域を設定する。津波浸水深は、一部の地域を除き、深くて1～2mである。

また、浸水深と津波被害の関係を表1に示す。浸水深30cmであれば、避難行動が取れなく（動くことができなく）なるとされているため、30cm以上の浸水深を示す地域は被害が想定される。

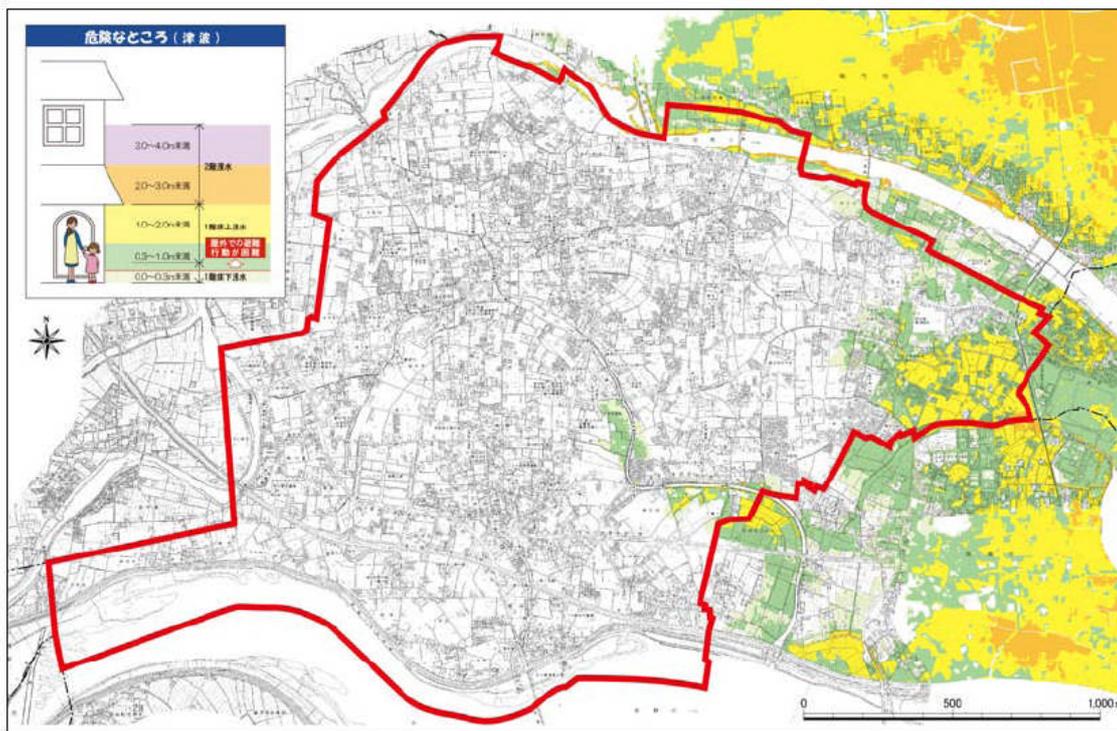


図7 本町の津波浸水想定区域の状況

表1 津波被害と浸水深の関係

浸水深	津波被害
30cm以上	避難行動が取れなく（動くことができなく）なる。
1. 0m以上	津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる。
2. 0m以上	木造家屋の半数が全壊する（注：3m以上でほとんどが全壊する）。
5. 0m以上	2階建ての建物（或いは2階部分まで）が水没する。
10. 0m以上	3階建ての建物（或いは3階部分まで）が完全に水没する。

（出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）津波断層モデル編—津波断層モデルと津波高・浸水域等について—平成24年8月29日（P28より抜粋））

第3 避難対象地域の指定

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため、避難が必要な地域であり、**避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域**である。

避難対象地域は、津波浸水想定区域に基づき指定するが、この津波浸水想定区域は、津波浸水シミュレーションの結果から設定されるものであり、推定や予測の上での限界があるため、安全側に立って（広めに）指定する必要がある。

また、避難勧告、避難指示等を発令する場合、発令の対象となった地域名が住民等に迅速、かつ正確に伝わることが重要である。

さらに、避難活動にあたっては、自ら避難すること（自助）はもとより、災害時要援護者の避難誘導等（共助）を考えた場合、地域ぐるみの助け合いも非常に大切である。

これらのことから、津波避難対象地域を、表2及び図8のとおり指定する。

表2 津波避難対象地域一覧

地域記号	大字	小字	住民数（人）
A	勝 瑞	幸 島	70
	勝 瑞	正喜地	1,000
	勝 瑞	新 田	200
	勝 瑞	成 長	1,200
	勝 瑞	西勝地	450
	勝 瑞	西 地	30
	勝 瑞	東勝地	800
	乙 瀬	東新田	140
	小 計		3,890
B	住 吉	逆 藤	0
	住 吉	神 蔵	0
	住 吉	千鳥ヶ浜	160
	徳 命	元村東	0
	奥 野	東中須	0
		小 計	
計			4,050

第4 注意喚起地域の設定

注意喚起地域は、周辺の河川沿いや農地等での津波浸水が予想されるため、こうした場所から離れるよう**注意喚起の対象となる地域**である。

注意喚起地域は、避難対象地域と同様の考え方から、津波浸水想定区域より安全側に立って広めに設定する。表3及び図8のとおりである。

表3 注意喚起地域一覧

地域記号	大字	小字
C	奥野	猪熊
	奥野	矢上前
	矢上	原
D	乙瀬	乾
	乙瀬	川口
	乙瀬	中田
E	乙瀬	井利口
	乙瀬	江口
	乙瀬	北新田

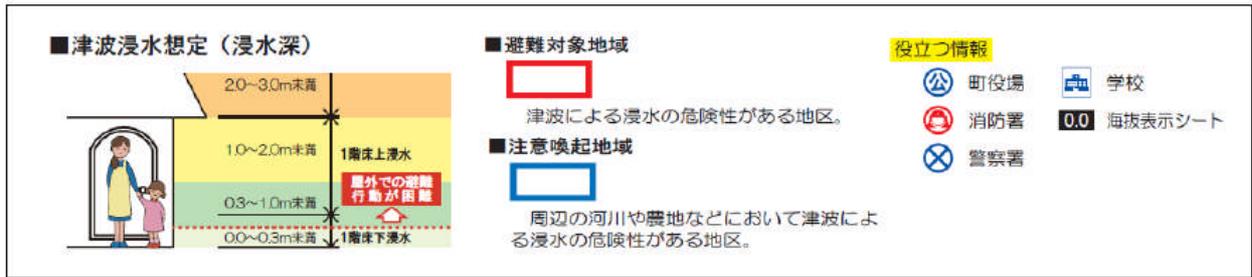
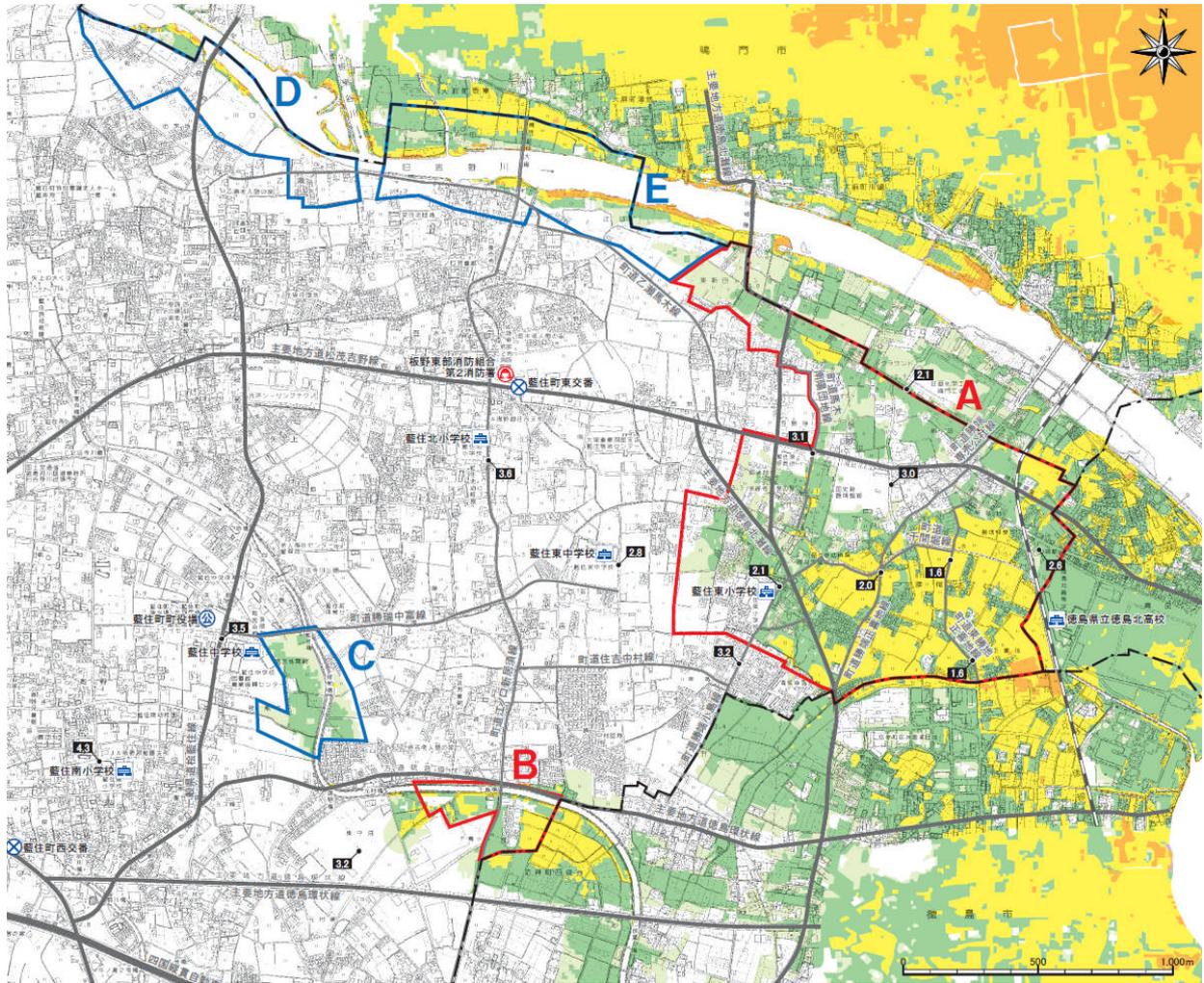


図8 避難対象区域・注意喚起地域

第5 避難困難地域の検討

1. 津波到達予想時間の設定

津波到達時間は60分程度と想定する。

徳島県公表資料に基づき、津波到達時間を「60分程度」と想定する。

- ・徳島空港滑走路東端での津波影響開始時間は、**-20cm変動が18分、+20cm変動が45分で、最大波5.5mが到達する時間は61分と想定**されている。
- ・本町で津波による浸水が始まるのは、地震発生後60分程度と想定する。
- ・浸水想定区域は、東部の勝瑞地区を中心に旧吉野川及び正法寺川に面する地区となる。

本町でも、津波被害が想定されることから、とにかく、強い揺れやゆっくりとした長い揺れを感じたら、すばやく避難することが重要となる。

大きな津波の場合、津波が繰り返し押し寄せ、その時間が6時間に及ぶ場合もある。警報解除まで、決して浸水想定区域（低地にある家など）に戻らないようにする必要がある。

2. 避難目標地点の設定・津波避難場所の指定

避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標地点として、避難対象地域の外に設定する。その際、袋小路となっている箇所、あるいは背後に階段等の避難路や避難経路がない急傾斜地や崖地付近は避けることとするとされている。

本町では津波避難対象地域が比較的狭く、上記のような制約もないため、津波避難場所そのものを避難目標地点とする。津波避難場所は、下記に示す「避難場所としての安全性」が確保されている場所として、表4及び図9のとおり指定する。

【津波避難場所（津波避難ビルを除く）の安全性】

- ① 原則として、避難対象地域から外れていること。
- ② 原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されていること。
- ③ 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵庫等の危険箇所がないこと。
- ④ 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、可能な限りさらに避難できる場所であること。
- ⑤ 原則として、避難場所の表示があり、入口等が明確であること。

表4 津波避難場所一覧

地域記号	施設名	住 所	収容人数	備 考
A	藍住東小学校	勝瑞字成長155-1	1,024	避難所
	藍住東中学校	住吉字若宮49-1	1,447	避難所
	徳島県立徳島北高校	徳島市応神町吉成字中ノ瀬40-6	—	一時避難所
	勝瑞城館跡公園	勝瑞字東勝地61-1	—	一時避難所
B	藍住町民体育館	奥野字矢上前18-1	2,133	避難所
	藍住中学校	奥野字矢上前18-1	1,516	避難所
	ゆめタウン徳島	奥野字東中須88-1	—	一時避難所

3. 避難路、避難経路の指定・設定

避難目標地点及び津波避難場所まで最も短時間で到達できる経路を指定・設定する。**町が指定する「避難路」**については、以下の点に留意して表5及び図9のとおり指定する。

なお、**住民が設定する「避難経路」**については、町が指定する「避難路」、避難目標地点及び津波避難場所に接続する全ての道路とする。

【避難路指定に関する留意点】

- ・家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、避難路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されている。
- ・津波が予想よりも早く到達する可能性があること、河川を遡上すること等が考えられることから、海岸沿いや河川沿いの道路を指定することはできる限り避ける
- ・津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定する。

以上の条件より、町が指定する避難路は下表のとおりである。

表5 避難路一覧

地域記号	路線名など	備考
A	主要地方道松茂吉野線	県道
	主要地方道徳島北灘線	県道
	町道東勝地正喜地線	町道
	町道勝瑞正喜地線	町道
	町道千間堀線	町道
	町道勝瑞専売公社線	町道
	町道馬木南陽団地線	町道
	町道乙瀬馬木線	町道
	町道勝瑞小島線	町道
	町道長尾鉄工東線	町道
B	主要地方道徳島環状線	県道
	一般県道桧藍住線	県道
	町道勝瑞中富線	町道
	町道江ノ口新居須線	町道

4. 避難可能距離の設定

避難可能距離は1,000mとする。

津波到達予想時間と歩行速度から避難可能距離を設定する。

津波到達予想時間は(1)の60分を用いる。

歩行速度は1.0m/秒(老人自由歩行速度、地理不案内者歩行速度)を目安とする。

避難可能距離は県内沿岸部で500m程度と考えられるが、本町は平坦地で、しかも津波到達時間が比較的に長いため、**落ち着いて避難できるとして、最長でも1,000m程度を目安**とする。

また、地震発生5分後に避難を開始できるものとする。

これらのことから、本町における避難可能距離は、以下のとおりとする。

$$(60分<3,600秒> - 5分<300秒>) \times 1.0m/秒 = 3,300m \rightarrow \text{限界距離: 1,000m}$$

5. 避難困難地域の抽出

避難困難地域は存在しない。

町境から津波浸水想定区域外までの距離は1km未満であるため、住民の避難は十分に可能であるため、**避難困難地区は存在しない。**

6. 避難の方法

避難にあたっては自動車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難ができない可能性が高いことから、**避難方法は原則として徒歩**によるものとする。

- ・家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができない可能性が高いこと。
- ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等の可能性が高いこと。
- ・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難ができない可能性が高いこと。
- ・液状化により通行に支障をきたす可能性があること。

しかし、災害時の避難において、災害時要援護者(避難行動要支援者)の中には、徒歩での避難が困難な方がいる。災害時要援護者(避難行動要支援者)の状態によって、移送方法別にグループ分けをし、福祉車両等の必要台数や津波避難場所や避難所までの移送ルートを検討する。

第3章 初動対応

第1 災害対策本部の設置

地震に係る災害対策本部は、次の場合に設置する。

(1) 自動設置

- ①町内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- ②気象庁本庁又は大阪管区気象台が「徳島県大津波」の津波警報を発表したとき

(2) 判断設置

- ①町内で震度4の地震災害が発生したとき
- ②気象庁本庁又は大阪管区気象台が「徳島県津波」の津波警報を発表したとき
- ③町内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- ④その他町長が必要と認めるとき

表6 災害対策本部設置基準と非常体制配備基準との対応

	配備体制区分 (配備決定者)	対策本部	地震災害の基準
準備体制	第1 (総務課長)	未設置	○東海地震注意情報が発表されたとき ○津波注意報が発表された場合、次の職員は自動参集 ・総務課長及び総務課職員 (主任以上) ・教育委員会次長 ・社会教育課長
	第2 (総務課長)	未設置	
警戒体制	第1 (総務課長) (副町長承認)	未設置	○震度4の地震が発生したとき ○地震災害に対する警戒宣言(東海地震予知情報)が発令されたとき
	第2 (総務課長) (副町長承認)	未設置	
非常体制	第1 (町長)	設置	○震度5弱以上の地震が発生したとき ○町長が必要と認めるとき
	第2 (町長)	設置	

- ※1 地震災害の場合は、基準震度の地震発生により、各体制が発令されたものとする。
- ※2 震度4の地震が発生した場合、管理している施設(指定管理施設を含む)の被害状況を把握し、各所属長から総務課長に発災後、1時間以内(道路・排水路・橋梁・下水道・水道施設等は2時間以内)を目途に被害状況を報告すること。
なお、各施設担当課の調査・連絡体制については、管理施設の規模等に応じて事前に各所属長が体制を整えておくこと。
ただし、警戒体制の第1又は第2の配備が決定され、総務課から参集の連絡があった場合はこの限りではない。
- ※3 震度5弱以上の地震発生の場合、通常の電話連絡は行わない。家族等の安全を確保した後、直ちに配備基準に基づき第1又は第2非常体制配備につくこと。

第2 職員の非常配備

1. 職員配備体制

町において、地震が発生した場合、職員は勤務時間の内外を問わず、あらかじめ定められた配備体制に基づき、所定の業務に従事するものとする。

なお、職員の配備体制は、次に示すとおり、準備体制から第2非常体制までの4段階とする。

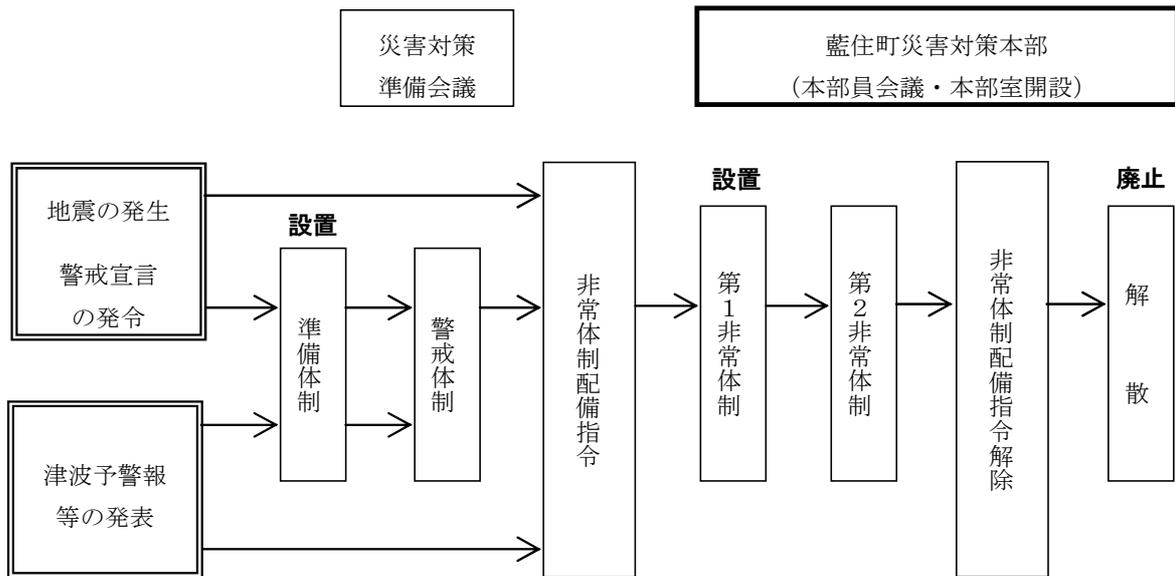


図10 職員配備体制

2. 体制の配備決定

体制の配備決定は、次により行うものとする。ただし、決定者が不在の場合は(2)で定める代決者が決定し、事後承認を得るものとする。

(1) 配備決定手続き

○警戒体制

総務課長が状況を判断し、副町長の承認を得て決定する。

○非常体制

町長が決定する。

○代決者

災害が発生した場合の命令系統は次のとおりとし、定めた者が不在又は連絡不能の場合は、次の者が直ちにその職務を遂行し、事後その承認を受けるものとする。

- ①町長 ②副町長 ③総務課長

3. 職員の配備

(1) 非常体制配備指令の発令

町長は、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、その災害の規模、被害状況等に応じて必要な防災体制をとるため、職員に対し非常体制配備指令を発令する。

(2) 非常体制配備指令の解除

町長は、災害の発生、継続又は拡大のおそれがなくなると認めるときは、非常体制配備指令を解除する。

(3) 配備体制の人員基準

配備人員の基準は、藍住町地域防災計画に準ずる。

4. 職員非常配備実施台帳の作成

町は、表8の様式により「藍住町職員非常配備実施台帳」を作成し、不断に更新するものとする。また、非常体制配備指令の当初の伝達等を円滑に行うため、各課等に正副2人の非常連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

表7 職員非常配備実施台帳

課等名	職名	氏名	非常連絡員	配備体制				連絡先			備考
				準備体制	警戒体制	第1非常体制	第2非常体制	有線電話	携帯電話	メールアドレス	
総務課	課長	××××		○	○	○	○	XXXX	XXXX	XXXX	
	課長補佐	××××	○	○	○	○	○	XXXX	XXXX	XXXX	
建設課	課長	××××		○	○	○	○	XXXX	XXXX	XXXX	

(注) 連絡先の携帯電話の番号は、町の貸与したものだけでなく、個人的に利用しているものも含めて記載すること。

第3 職員の非常動員

1. 非常体制配備指令の伝達

町において、非常体制配備指令が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統及び伝達手段により、発令内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。

(1) 勤務時間内

総務課長は、次の伝達系統及び伝達手段により、地震等に関する情報及び配備の種類を伝達する。

①伝達系統

(自動設置)

- ・ 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- ・ 気象庁本庁又は大阪管区气象台が大津波警報を発表したとき

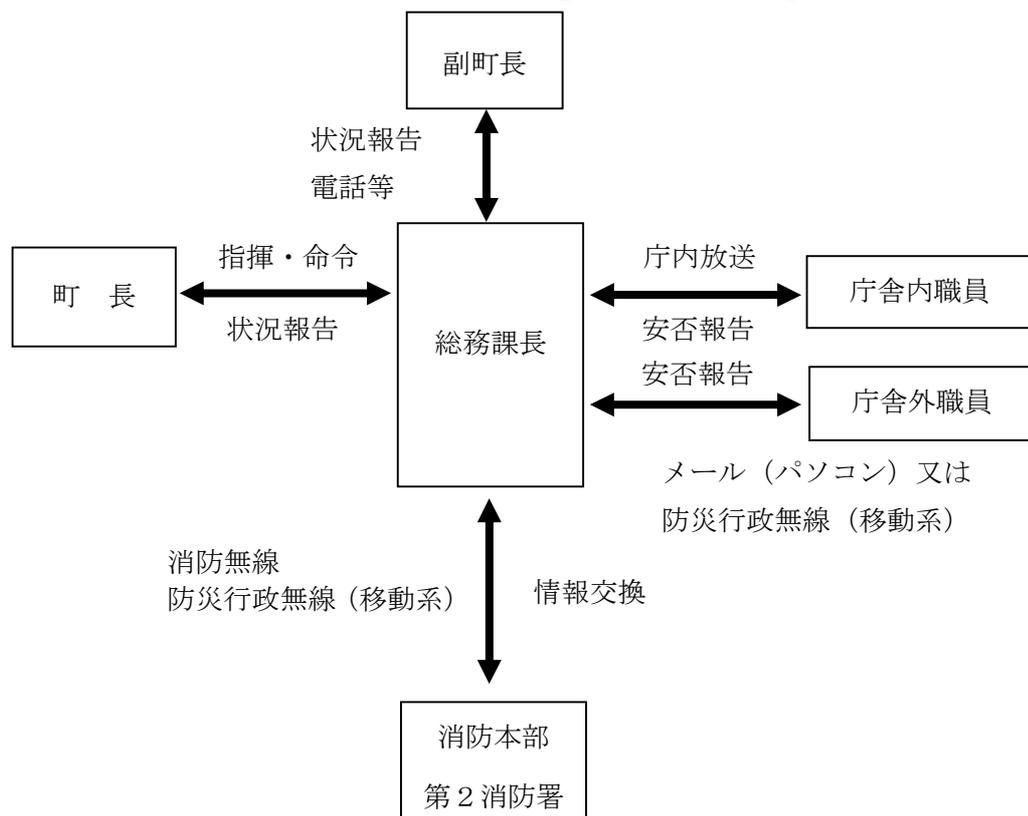


図11 伝達系統（勤務時間内）

②伝達手段

- ア メール（パソコン）送信
- イ 防災行政無線、消防無線
- ウ 庁内放送

(2) 勤務時間外

総務課長は、非常体制配備の決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、地震等の情報及び配備の種類を伝達する。なお、総務課長が退庁している場合は、在庁している宿日直の職員及び警備員から被害状況等の情報を入手し、決定を行うものとする。

参集指令を受けた場合、職員は自身の安全確保を確認して速やかに参集する。

なお、震度5弱以上またはゆっくりとした長い揺れの地震が発生した場合は、メールの一斉送信を行うが、伝達を待つことなく、直ちに各勤務先又は直近の避難所に参集し、非常体制の配備につくものとする（次項参照）。

① 伝達系統

(自動設置)

- ・ 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- ・ 気象庁本庁又は大阪管区气象台が津波警報を発表したとき

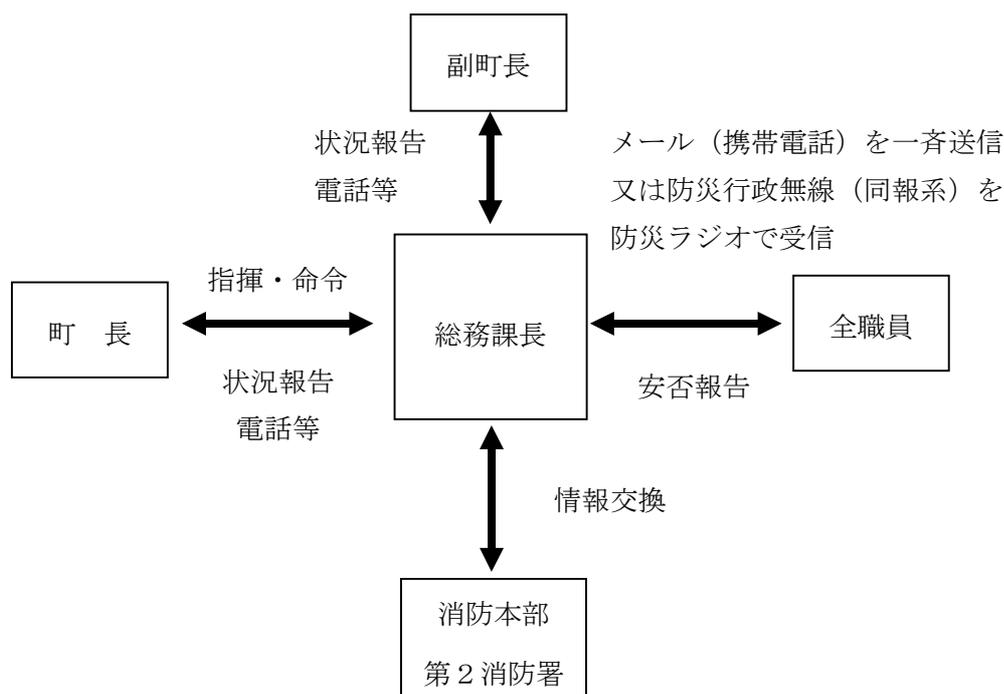


図12 伝達系統（勤務時間外）

※メールの一斉送信による伝達を待つことなく各勤務先又は直近の避難所に参集することとする。

② 伝達手段

- ア 電話等
- イ メール（携帯電話）一斉送信
- ウ 防災行政無線

③ 非常連絡員の対応

- ア 非常配備指令を上司及び所定の職員に伝達
- イ 所定の職員の非常配備の状況を総務課に報告

2. 勤務時間外の職員の参集（自動参集）

職員は、勤務時間外において強い地震（震度5弱以上）またはゆっくりとした長い揺れがあった場合は、指令を待たずに、次のとおり行動するものとする。

- ① 直ちに、テレビ、ラジオ等により状況把握に努める。
- ② 震度5弱以上またはゆっくりとした長い揺れの地震が発生した場合はメールの一斉送信を行うが、職員はテレビ、ラジオ等で情報を収集し、伝達を待つことなく、自分や家族の安全を確保した後、直ちに非常体制の配備につき、災害応急対策活動を行うものとする。

この際、災害対策本部や職場に対し、非常体制配備につくかどうかの電話等による問い合わせはいっさい行ってはならない。

3. 勤務時間外の警戒体制の配備につかない職員の対応

勤務時間外において警戒体制の配備につく職員以外の職員は、自己の住所地付近の災害状況等を把握することに努め、必要に応じてその状況を町（災害対策本部等）へ通報し、かつ、何時でも非常体制の配備につける態勢で待機するものとする。

第4 津波情報等の収集・伝達

1. 地震・津波情報

徳島県総合情報通信ネットワークシステム及びテレビ・ラジオ等により地震情報を収集する。

(1) 津波警報・注意報の種類と内容

津波警報・注意報は、予想される津波の高さにより「大津波」、「津波」、「津波注意報」の3種類・5段階に区分され、その解説及び発表される津波の高さは、下表のとおりである。

表8 津波警報・注意報の種類と内容

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ移動してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

出典：気象庁HP http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/index_tsunamiinfo.html

(2) 津波予報

津波が予想される場合の発表基準は、下表のとおりである。

表9 津波予報の種類と内容

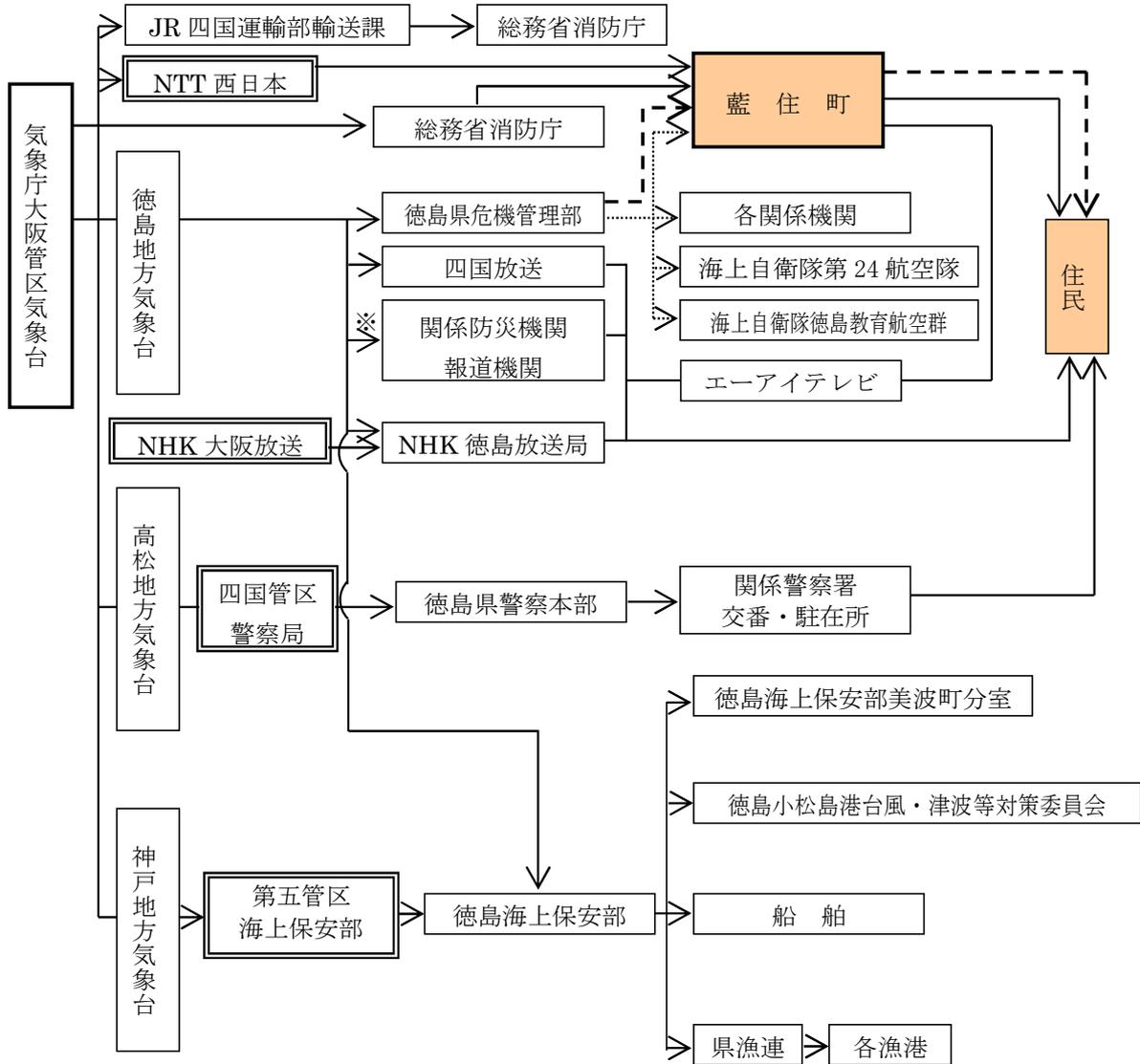
発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

出典：気象庁HP http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/index_tsunamiinfo.html

2. 伝達系統

(1) 津波予報(津波警報・津波注意報)の伝達系統(主:総務課、消防本部)

津波警報・津波注意報等の津波予報の伝達系統は、下図のとおりである。



注1 は各伝達中枢機関を示す。

注2 NTT系統は警報とその解除だけを通知する。

注3 ➔ は総合情報通信ネットワークシステムによる県庁統制局一斉送信を示す。

注4 ※の機関は地震及び津波に関する情報の通知機関

注5 NHKと徳島放送局及び四国放送は津波警報を発表時にラジオ・テレビにより緊急警報信号を発信する

注6 ➔ 点線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

図13 津波予報(津波警報・津波注意報)の伝達系統

(2) 地震情報・津波情報等の伝達系統（主：総務課、消防本部）

震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等の地震情報や、津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報、沿岸で観測した津波の時刻や高さ等の津波に関する情報の伝達系統は、下図のとおりである。

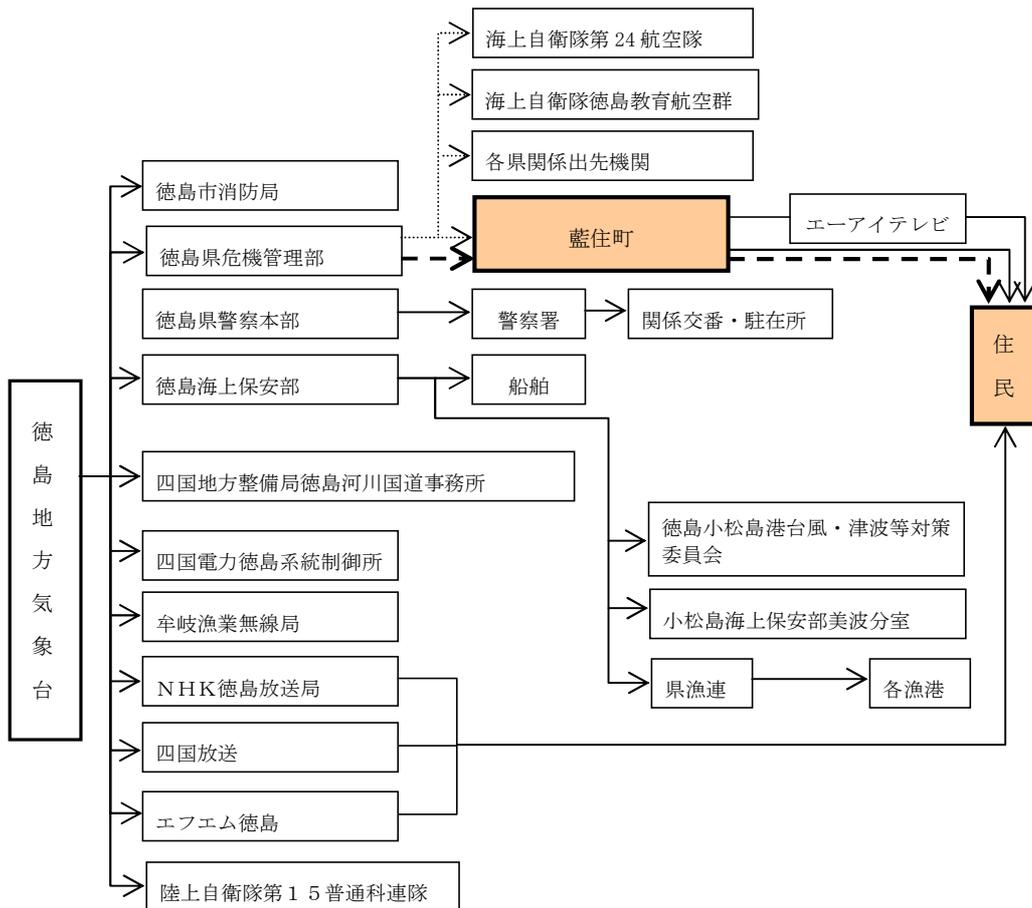


図 1 4 地震情報・津波情報等の伝達方法

(3) 津波情報等の伝達

① 伝達の対象者

住民及び河川付近滞在者とする。

② 住民への広報計画（主：総務課、企画政策課）

町が実施する広報活動においては、次の事項に重点をおくものとする。

- ・災害時における住民の注意事項
- ・災害に係る情報及び被害の状況の周知

- ・町が実施しつつある災害対策の概要
- ・避難の勧告、避難先の指示及び避難所での心得
- ・災害復旧の見通し
- ・電気、ガス、水道等供給の状況
- ・その他必要な事項

③避難勧告・指示の発令基準

避難勧告・指示の発令基準は、下表のとおりである。

表 10 津波勧告・指示等の発令基準

区分	判断基準
避難準備（避難行動要支援者）情報	1. 津波注意報が発令された時
避難勧告	1. 津波警報が発令されたとき
避難指示	1. 津波警報又は大津波警報が発令されたとき 2. 強い地震（震度4程度以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要があると求めたとき

④伝達の内容とタイミング（基準）、手段

津波に関する情報で、特に住民に伝達すべき内容は、職員が防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車等を用いて伝達を行う。それぞれの伝達内容及び伝達タイミング（基準）については、下表のとおりである。

表 11 津波に関する情報の伝達系統及び伝達方法

伝達内容	伝達のタイミング（基準）・手段
◆発表	
大津波警報（発表） 津波警報（発表） 津波注意報（発表）	【タイミング（基準）】 ・地震発生直後 【手段】 ・J-ALERT による防災行政無線（同報系）の自動放送 ・消防職員によるサイレン ・防災担当職員による防災行政無線（同報系）の手動放送 ・防災担当・消防職員による広報車・消防車での広報
避難勧告・指示（発令） ・警報の発表状況	【タイミング（基準）】 ・大津波警報・津波・気象業務法の規定により大津波警報・津波警報の通知を受けたとき（自動発令）

<ul style="list-style-type: none"> ・津波襲来の危険 ・津波到達予想地域 ・津波到達予想時間 ・実施すべき行動等 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知したとき（自動発令） ・強い揺れを感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要があると求めたとき（自動発令） ・気象業務法施行令第8条の規定により自ら災害に関する警報をしたとき <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災担当職員による防災行政無線（同報系）の手動放送 ・防災担当・消防職員による広報車・消防車での放送
津波情報 津波予報	<p>【タイミング（基準）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁等からの情報を受領したとき <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災担当職員による防災行政無線（同報系）の手動放送 ・防災担当・消防職員による広報車・消防車での広報
◆解除	
大津波警報（解除） 津波警報（解除） 津波注意報（解除）	<p>【タイミング（基準）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報を受領したとき <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災担当職員による防災行政無線（同報系）の手動放送 ・防災担当・消防職員による広報車・消防車での広報
避難勧告・指示（解除）	<p>【タイミング（基準）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報・津波警報が解除され、かつ住民の安全が確認されたとき <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災担当職員による防災行政無線（同報系）の手動放送 ・防災担当・消防職員による広報車・消防車での放送

※防災担当職員：総務課職員、消防職員：消防本部職員 を指す。

④ サイレン及び音声放送

大津波警報、津波警報、津波注意報の発表及び解除に際しては、下表のとおり、注意喚起を促すサイレンと音声放送を行う。

表 1 2 津波に関するサイレン及び音声放送

区分	サイレン及び音声放送	
津波注意報（発表）	注意を促す サイレン	「津波注意報が発表されました。津波浸水 想定区域内の方は注意してください。」
津波警報（発表）	注意を促す サイレン	「津波警報が発表されました。津波浸水 想定区域内の方は避難してください。」
大津波警報（発表）	注意を促す サイレン	「大津波警報が発表されました。津波浸水 想定区域内の方は避難してください。」
津波注意報、津波警報、 大津波警報（解除）	解除を知らせる サイレン	「津波警報（津波警報、大津波警報）の 解除をお知らせします。」

⑤ 放送への要請

町長は、③の避難勧告・指示等の必要な通知又は要請等を行う際に、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に放送を要請する（地域防災計画）。そのため、平時から放送局と情報交換する必要がある。

第5 防災事務に従事する者の安全の確保等

避難広報、避難誘導及び救助等を行う職員、防災団員、消防団員、民生委員などの安全確保については、従事する者の安全確保を最優先することとする。

具体的には、「大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間とりまとめ」では、活動可能時間を以下のように例示し、「活動可能時間が経過すれば活動中でも退避」することとしている。本町においても、この考え方に基づいて、従事する者の安全確保を行う。

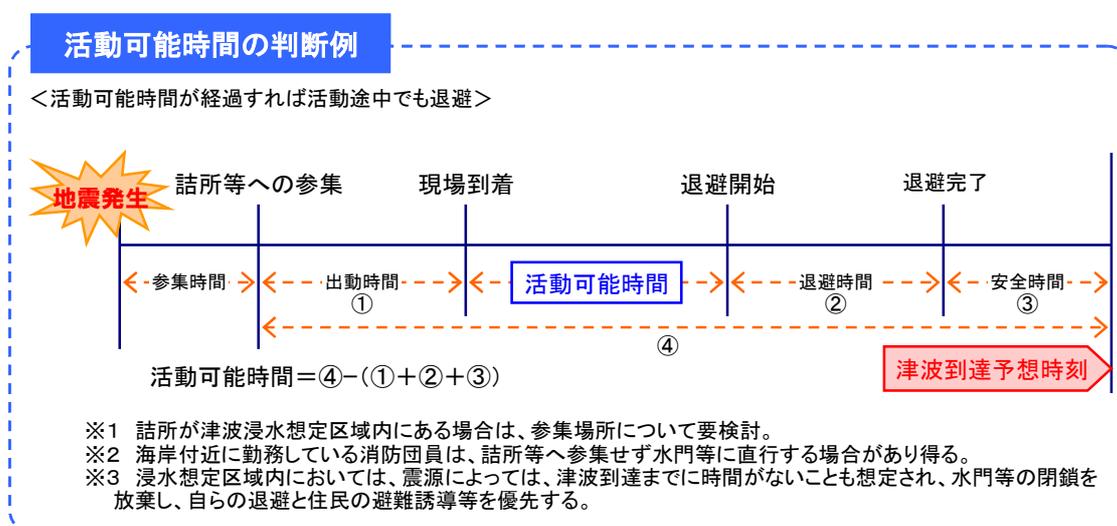


図15 従事する者の活動可能時間の判断例

第4章 平常時の津波防災啓発

第1 津波防災教育・啓発の手段、方法

次の手段方法等を組み合わせながら、教育・啓発を推進する。

- ① マスメディアの活用
テレビ、ラジオ、新聞等
- ② 印刷物、DVD
パンフレット、広報誌、DVD 等
- ③ インターネット
ホームページ、SNS
- ④ 津波啓発施設
徳島県立防災センター
- ⑤ 標識等
海拔表示、避難誘導看板等
- ⑥ 学習、体験
防災タウンウォッチング、防災マップづくり等

第2 津波防災教育・啓発の内容

次の内容等を組み合わせながら、教育・啓発を推進する。

- ① 過去の津波被害記録
(他地域の) 古文書、伝承、津波被災者の体験談等
- ② 津波の発生メカニズム
津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識
- ③ ハザードマップ
津波浸水想定区域、緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方
- ④ 津波避難計画の内容
津波情報等の伝達、避難指示・勧告、緊急避難場所等、避難路等
- ⑤ 日頃の備えの重要性
訓練参加、津波避難場所（避難所を兼務）等の確認、家庭内での安否確認方法の確認
建物の耐震化、家具の固定
- ⑥ 津波警報等
大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等

第3 津波防災教育・啓発の場及び人材の育成

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、婦人会、青年団等）、事業所等において防災教育・啓発を実施する。

また、地域社会等において、津波防災教育・啓発の核となる人材を養成する。

第5章 避難訓練

第1 避難訓練の実施体制（参加者）

本計画の基づき、地域、学校、消防、消防団、災害弱者施設、観光施設の管理者等の参画を得た地域ぐるみの実施体制を確立し、迅速な避難を可能とするため、津波避難訓練を実施する

住民、来訪者・観光客、漁業関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する。

避難訓練は、年1回以上開催する。

第2 訓練の内容

1. 津波警報、注意報等の情報の伝達、収集

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を確認する。

2. 津波避難訓練

避難経路や避難路を実際に避難し、ルートや避難の際の危険性、避難時間等を把握する。また、実践的な津波避難訓練として、夜間訓練、避難所運営訓練等の工夫を行う。

3. 津波避難訓練の検証及び本計画の見直し

本町は、津波訓練終了後に参加者とともに訓練の検証を行い、改善すべき内容については、本計画を見直す。

第6章 その他の留意点

第1 来訪者・観光客等の避難対策

(1) 看板・誘導標識の設置

来訪者及び観光客等の地理不案内の者に対して、津波避難場所等の避難誘導看板等の設置を進めている。

(2) 津波啓発、避難訓練の実施

津波に関する啓発用チラシやホームページを活用した啓発などを実施する。

第2 災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難対策

災害時要援護者のうち、避難行動要支援者の把握するため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、情報伝達手段、避難行動の援助、施設管理者等の避難対策等に留意して、関係者及び地域が一体となって具体的な避難支援計画（避難支援プラン）を確立する。

また、同時に住民及び要支援者には、支援者の安全確保についての理解が必要である。